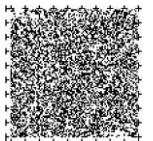


東京都 の 監査 の あらまし

令和元年実施結果

東京都監査委員

Audit and Inspection
Commissioners of the Tokyo
Metropolitan Government



目次

東京都の監査

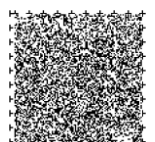
1	東京都の監査と監査委員	……	1
2	監査の観点・効果	……	2
3	監査委員が行う監査	……	3
4	監査の流れ	……	3
5	監査事務局	……	5

令和元年の監査

1	定例監査（平成30年度事業執行分）	……	6
2	工事監査（平成30年度契約締結分）	……	8
3	財政援助団体等監査（平成29、30年度事業執行分）	……	10
4	行政監査	……	12
5	決算審査等（平成30年度決算）	……	14
6	住民監査請求に基づく監査（令和元年請求分）	……	16
7	改善措置（令和元年新規改善案件）	……	18



このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」です。コードの位置を示すため、切り込みを入れています。このコードを専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



キャラクター紹介

監査に興味がある
アシカの『かんちゃん』



『イッカちゃん』
監査第一課の職員



『ニカちゃん』
監査第二課の職員



監査をもっと知りたい
アシカの『さっちゃん』



『サンカちゃん』
監査第三課の職員



『ギカちゃん』
技術監査課の職員



監査委員の
『シロクマ先生』



『ソウムちゃん』
総務課の職員



んー…。ダメだあ！どうやって調べればいいんだろ…。



どうしたの、かんちゃん？珍しくお勉強中？



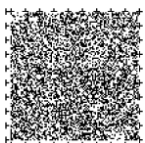
東京都では、令和元年の1年間に、**653か所**で監査を実施して、**180件**の指摘や意見・要望をしたって聞いたんだ！
それで気になって監査のこと調べようと思ったんだけど、
難しくて全然わからないんだ。



私も「監査」って言葉は知ってるけど、具体的にどんなことをしているのか全然イメージできないよね。

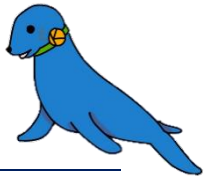


そんな君たちにぴったりの本があるんだよ。
この「東京都の監査のあらまし 令和元年実施結果」を
使って、一緒に東京都の監査について学んでみましょう！



1 東京都の監査と監査委員

監査委員って
どんな人なの？



監査とは、都の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、知事から独立した公平な立場で都の監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

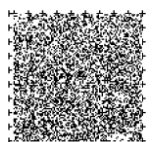
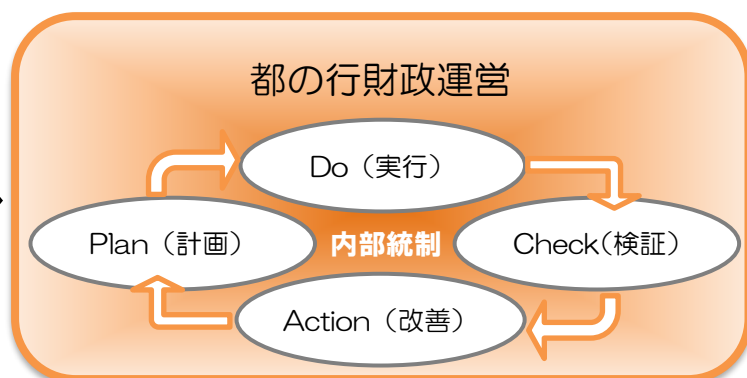
監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、都議会議員の「議員選任委員」からなり、知事が議会の同意を得て選任します。都では、「東京都監査委員条例」により、3人の識見選任委員と2人の議員選任委員が選任されています。

<令和2年10月9日現在の委員構成>

氏名	区分	就任年月日	任期
山内 晃 (やまうち あきら)	議員選任委員 (主査監査委員・非常勤)	令和2年10月9日	議員の任期
早坂 義弘 (はやさか よしひろ)	議員選任委員 (非常勤)	令和2年10月9日	議員の任期
茂垣 之雄 (もがき ゆきお)	識見選任委員 (代表監査委員・常勤)	令和元年12月21日	4年
岩田 喜美枝 (いわた きみえ)	識見選任委員 (非常勤)	平成27年10月15日 (令和元年10月15日再任)	4年
松本 正一郎 (まつもと まさいちろう)	識見選任委員 (非常勤)	平成28年7月7日 (令和2年7月7日再任)	4年

監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めています。その結果は議会に報告し、ホームページなどで公表しています。

これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。

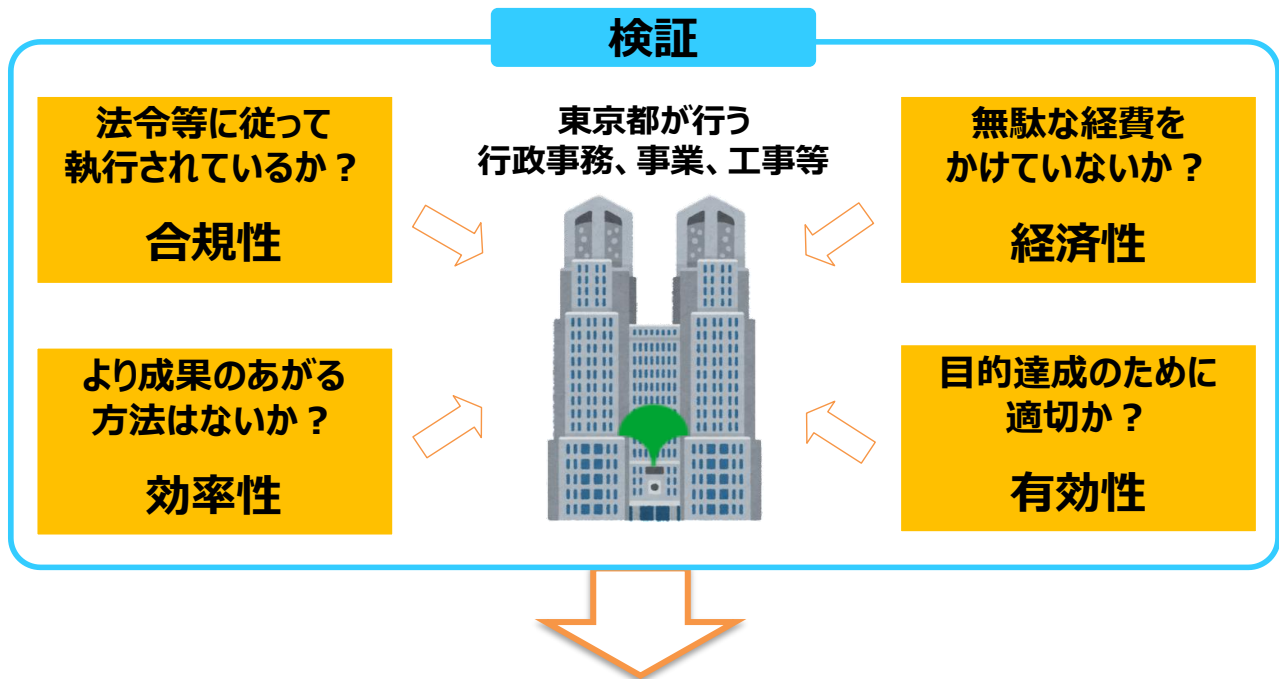


2 監査の観点・効果

監査すると
何が良くなるの？



監査の実施や報告等について定めた「東京都監査委員監査基準」に基づいて、合規性、経済性、効率性、有効性の4つの観点から検証・評価を行っています。



監査の効果として、次のようなものが挙げられます。

◎是正・改善

適正・適切でない事項について指摘等を受けた部所は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善します。

◎再発防止

マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直しが行われます。

◎他部所への波及効果

指摘等を受けた部所以外の部所で類似の事務を行っている場合、指摘等を参考に事務改善が図られます。

◎将来への波及効果

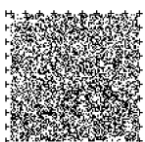
過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組が行われます。

◎牽制による抑止

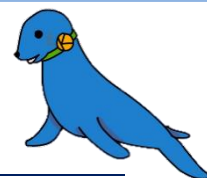
日頃業務を行うに当たり、監査で見られることも意識され、適正な事務処理につながります。

◎予算への反映

都の予算編成の一環として監査結果を活用した事業評価の取組が行われるなど、業務改善を促す効果があります。



どんな監査があるの？



3 監査委員が行う監査

監査委員は、地方自治法などの法令や東京都監査委員監査基準により、様々な種類の監査を行っています。主な監査の種類は、次のとおりです。

監査の種類	概要
定例監査	都の事務及び事業の全般を対象とした監査
工事監査	都が実施する工事等を対象に、技術面から行う監査
財政援助団体等監査	都が出資や補助金等を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査
行政監査	特定の事務又は事業を選定して行う監査
決算審査	知事からの審査依頼により、決算について行う審査
基金運用状況審査	知事からの審査依頼により、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
例月出納検査	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査
健全化判断比率・資金不足比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく知事からの審査依頼により、都の財政状況を表す指標に対し行う審査
内部統制評価報告書審査 ^(注)	知事からの審査依頼により、都の内部統制評価報告書について行う審査
住民監査請求に基づく監査	都の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、都民から監査請求がされたものについて行う監査

(注) 令和3年度から実施。

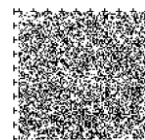
4 監査の流れ

監査委員は、1月～12月の暦年単位で監査を実施しています。

12月に「監査基本計画」が定められ、次の1年間の監査の基本方針や実施時期が定められます。基本計画に基づき、個々の監査について「監査実施計画」を策定し、都の各部所等に対して監査を行います。

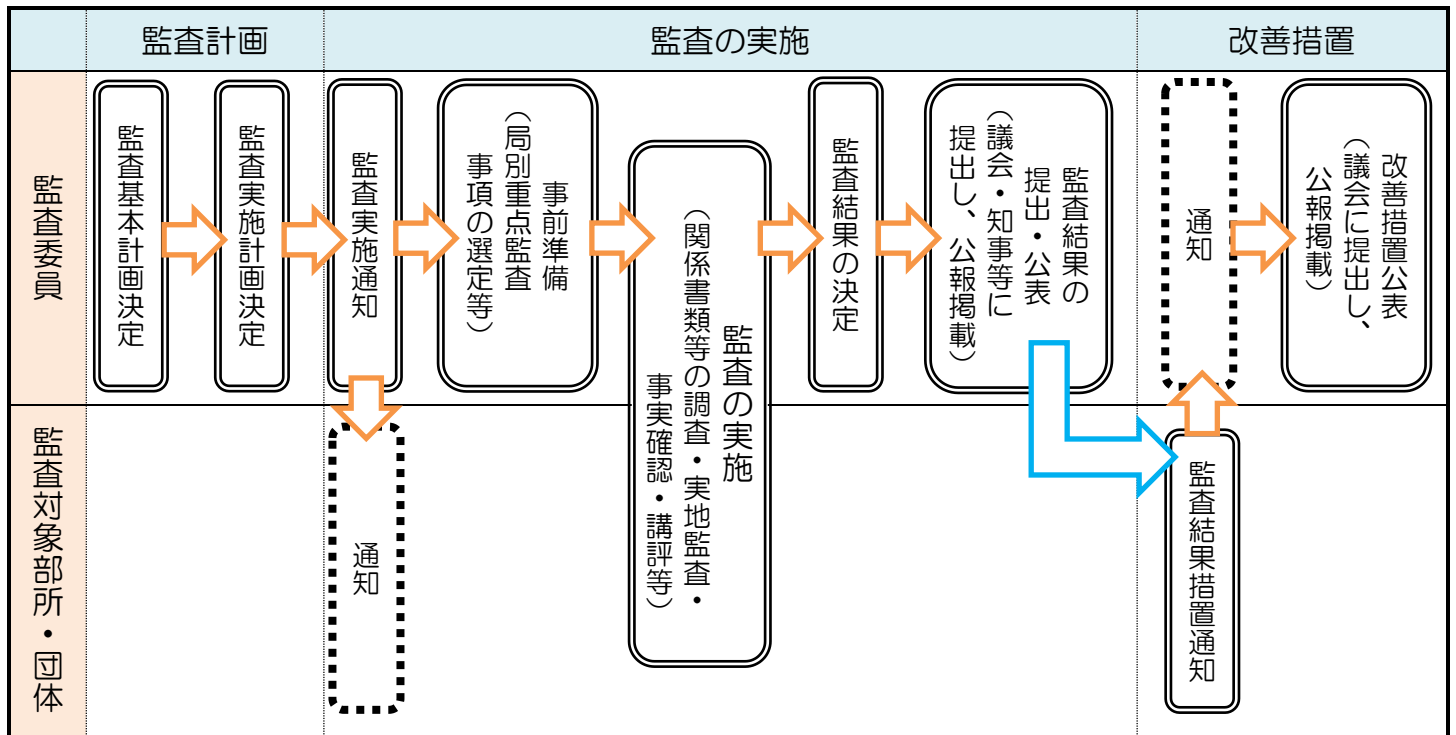
実地監査の中で、適正・適切でない事項を発見した場合、改善を求める指摘や意見・要望を行います。監査の結果は報告書に取りまとめられ、議会・知事等に提出されるとともに、東京都公報やホームページ等で公表します。

監査結果の公表後、指摘や意見・要望を受けた部所等は改善措置を行います。監査委員は年2回、各部所等に状況報告を求めるとともに、講じられた改善措置については通知を受け、これを公表することでフォローアップに努めています。

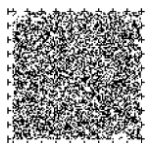
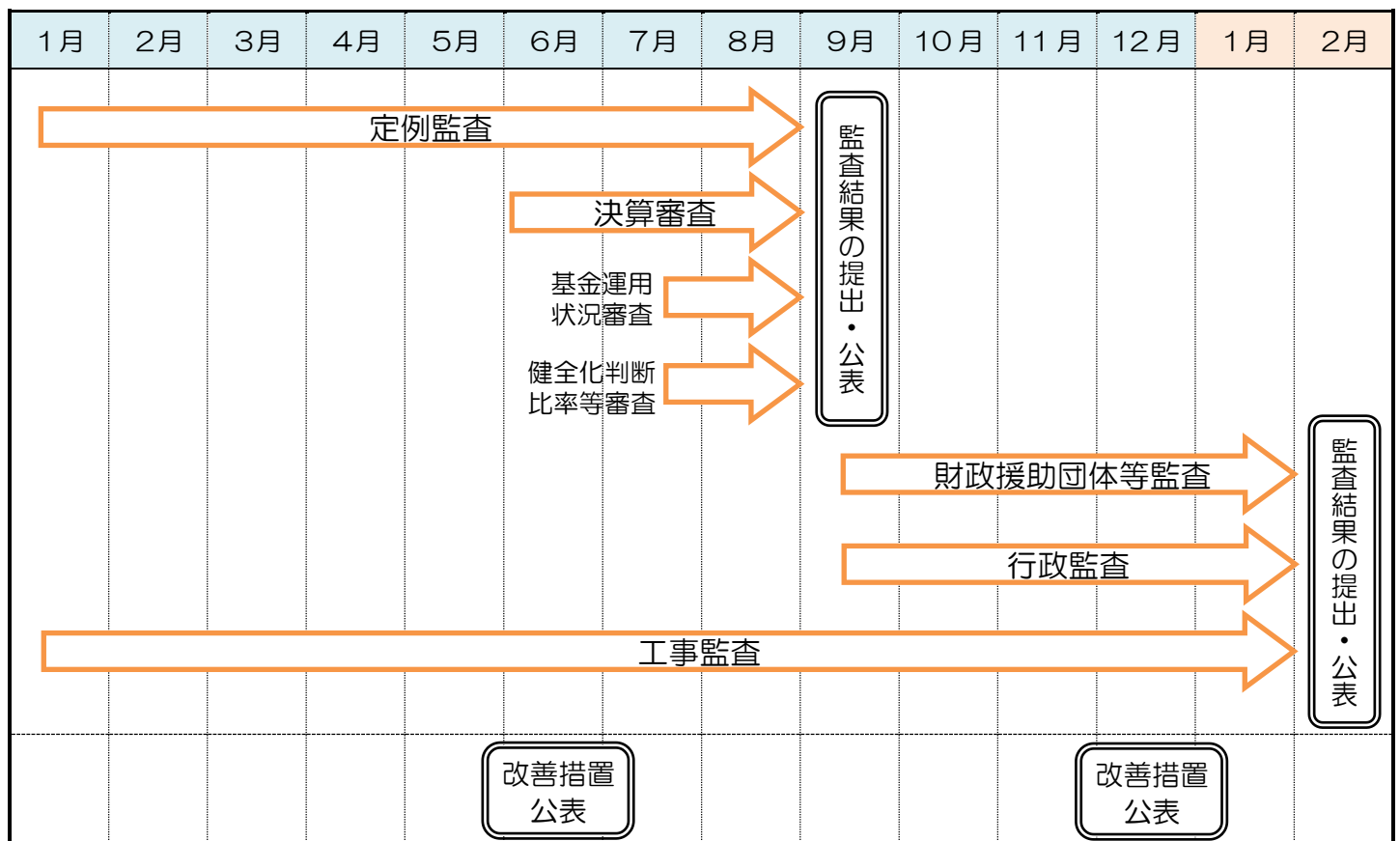


東京都の監査

● 監査事務の流れ（住民監査請求に基づく監査を除く）



● 各監査の実施期間（令和元年）



- ・ 例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表
- ・ 住民監査請求に基づく監査は都民からの請求に基づき、随時実施、公表

5 監査事務局

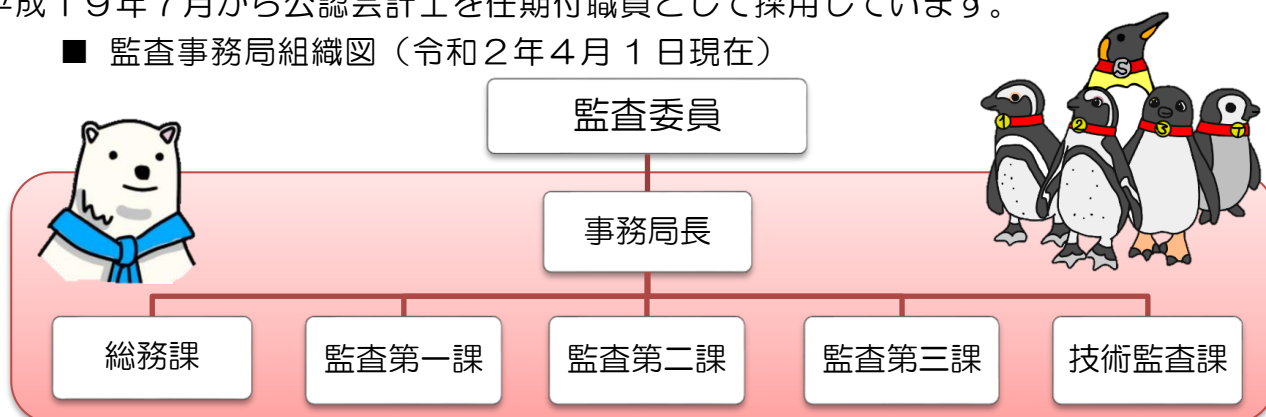
都では、監査委員の補助機関として監査事務局が設置され、監査委員の指揮監督のもと、職員が監査を行っています。

監査事務局には5つの課があり、職員定数は89人となっています。

都の各部署等で実務経験を積んだ職員が配属されており、一般事務職のほか、土木や建築、機械、電気といった技術職もいます。

また、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図るため、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用しています。

■ 監査事務局組織図（令和2年4月1日現在）



【監査専門委員】

平成30年4月1日に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、専門の学識経験を有する者を監査専門委員に選任できる仕組みができました。

令和元年は、工事監査において技術士の資格を持つ者や、住民監査請求において弁護士資格を持つ者を監査専門委員に選任し、助言を受けるなど監査専門委員制度を活用しました。

○ 外部監査について

地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、外部監査人が行う外部監査があります。外部監査は、公認会計士、弁護士などの資格のある人が、第三者の立場から、専門家としての知識・経験を活かして実施するものです。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

監査の種類	概要
包括外部監査	外部監査人が都の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の中から、任意にテーマを選定して毎年実施
個別外部監査	住民、議会、知事からの請求又は要求があった事案について、外部監査人が実施

専門性を活かした外部監査人の監査と、行政全般にわたり検証を行う監査委員による監査とが相互に配慮し、行政に対するチェック機能を果たしています。

包括外部監査に関する事務については、都では総務局が所管しています。



1 定例監査

令和元年は、平成30年度の事業執行分について、本庁の138か所（100%）、事業所299か所（40.3%）に対し監査を実施し、68件の指摘、11件の意見・要望を行いました。

指摘等79件を区分別に整理すると、表のとおりです。

項目	区分	件数	主な内容
歳入 (収入)	会計処理	1件	工事に係る費用の算出方法を改めるよう求めたもの
	債権管理	4件	債権管理を適正に行うよう求めたもの
	都税	6件	土地の評価（用途認定）を適正に行うよう求めたもの
	その他	1件	水道料金の検針区分に係る事務を適切に行うよう求めたもの
歳出 (支出)	契約	34件	契約変更を適正に行うよう求めたもの
	会計処理	3件	負担金の交付決定を適正に行うよう求めたもの
	補助金等	3件	補助金の交付を適切に行うよう求めたもの
財産	財産管理	6件	施設の点検診断を適正に行うよう求めたもの
	物品管理	5件	委託契約における棚卸の差異の把握等を行うよう求めたもの
その他	その他	16件	広報の見直しを検討するよう求めたもの
合計		79件	

監査の実施に当たっては、事前に契約案件一覧や予算執行状況などで対象局の事務事業全体の状況を把握した上で、監査対象案件を抽出しています。

また、都政を取り巻く状況を踏まえて、都民の関心が高い事項やリスクの高い事項などを「重点監査事項」として設定することで、効率的な監査に努めています。

重点監査事項 ・ 監査連携

○ 全庁重点監査事項＜補助金＞

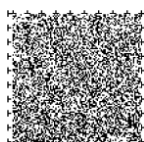
…各局が所管する補助金について、交付事務の適正性はもとより、補助事業の制度設計が事業目的に沿ったものとなっているかなどについて、監査を実施し、2件の指摘及び1件の意見・要望を行いました。

○ 局別重点監査事項

…監査対象局の事業の特性等を考慮した上で、テーマを設定し、15件の指摘及び5件の意見・要望を行いました。

○ 監査連携

…定例監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、決算審査等が有機的かつ多角的に連携しています。また、事務部門と技術部門とが相互協力することにより、監査の質の向上を図りました。



主な指摘事項

病院における診療材料等の棚卸の差異を把握するよう求めたもの【物品管理】

病院における診療材料等の物品の管理・棚卸等を行う委託契約を見たところ、次の誤りが認められました。

- ① 棚卸の結果、システムに計上される在庫数と実際に倉庫に保管されている在庫数に差異が生じている。
- ② 差異が生じた品目名や数量について、病院は仕様書に報告の必要性を明記していないことから、受託者に報告を行わせていない。

そこで、病院に対し、仕様書の見直しや差異の原因究明・対策を求めました。

また、局に対し、適切に病院を指導・監督するよう求めました。



職員向けの精神保健相談事業について、契約方法の見直しを求めたもの【契約】

学校職員等を対象として、長期休職者の職場復帰等を目的とする精神保健相談事業の委託契約をみたところ、平成30年度の計画規模が80人に対し、実際の相談者数は18人という状況でした。

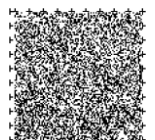
相談数は契約当初に予測することが困難なため、相談実績に応じた支出とする契約方法（単価契約）に変更するとともに、本事業のために相談員を確保する現在の方法から、既存のクリニック等の営業時間に相談を行う方法に改めることができるかを検討する必要があります。

そこで、局に対し、本事業の実施方法や契約方法の見直しを検討するよう求めました。

○ 東京都財務諸表について

都では、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）を作成・公表しており、監査委員は、定例監査の中でこれら財務諸表の監査を行っています。

平成30年度東京都財務諸表は、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められました。



2 工事監査

令和元年は、平成30年度（総務局、主税局及び島しょ関係部局は平成29年度及び平成30年度）に都が締結した100万円以上の工事を中心に、1,645件（約1兆770億円）の工事を抽出して監査を行い、27件の指摘、1件の意見・要望を行いました。（実施金額率：39.7%、実施件数率：9.6%）

指摘等28件を区分別に整理すると、表のとおりです。

	区分	件数	主な内容
設計	条件明示等	4件	任意仮設に必要な条件の明示を適切に行うよう求めたもの
	施設の安全対策	1件	施設管理上の安全対策を適正に行うよう求めたもの
	工法等の選定	1件	設計委託の検討内容について受託者を適切に指導・監督するよう求めたもの
積算	単価設定	4件	解体工事の積算を適正に行うよう求めたもの
	数量算出	3件	ステンレス製受枠の積算を適正に行うよう求めたもの
	諸経費等	2件	調査費等に係る現場管理費及び一般管理費等の積算を適正に行うよう求めたもの
施工	施工管理	6件	あと施工せん断補強鉄筋工の施工・品質管理を適切に行うよう求めたもの
	安全対策	2件	掘削作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督するよう求めたもの
	その他	5件	埋設管管理者との調整を適切な時期に行うよう求めたもの
	合計	28件	

監査の実施に当たっては、事前に対象局から100万円以上の工事調書の提供を受け、契約金額や落札率などに着目しながら、監査する工事案件を抽出しています。



技術職員の専門性

工事監査は4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員が担当しています。

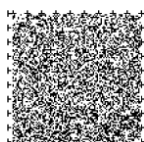
それぞれの職種の専門性を活かし、各工事の計画、設計、積算、施工等の各段階において監査を実施しています。



工事監査の様子

重点監査事項

都は、安全・安心な都市・東京の実現を目指し、震災時の緊急輸送道路における橋りょうの再整備、台風や局地的な集中豪雨などに対する地下調節池や雨水貯留施設の整備、防災上重要な建築物の耐震化事業などを推進し、一定の効果を発揮しています。こうした中、自然災害による人的被害及び経済的被害を最小限に抑える上で施設の性能の確保は極めて重要であることから、令和元年は「性能確保」を重点監査事項として、監査を実施しました。



主な指摘事項



アンカーボルトの施工管理について受注者を適切に指導・監督するよう求めたもの

【施工】

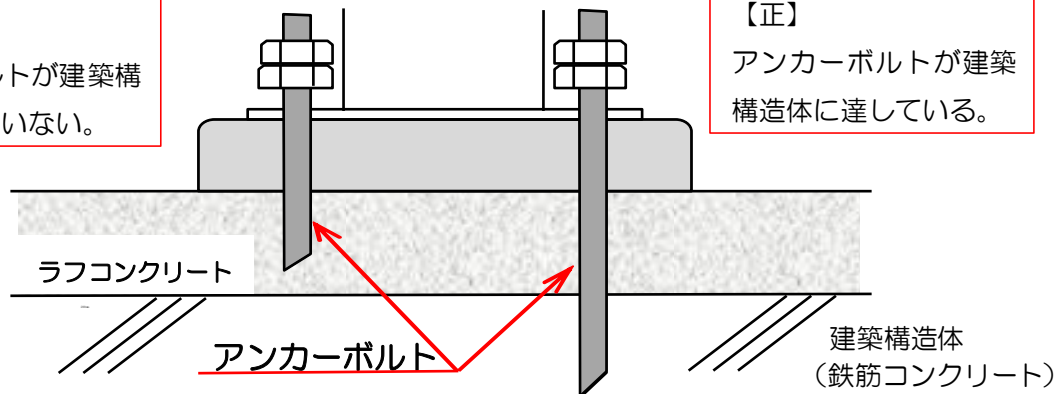
排水機場の耐震補強工事に伴い、換気設備の設置工事を行っています。
このうち、給気ファン据付図について見たところ、アンカーボルト（注）が建物の構造体に達していない状況が認められました。
このままでは、地震発生時に転倒し、排水ポンプの運転に支障を来すおそれがあり、排水機場の機能を確保する観点から適切ではありません。

そこで、局に対し、アンカーボルトの施工管理について受注者を適切に指導・監督するよう求めました。

（注）設備機器などを固定するために、建築構造体（鉄筋コンクリート）に埋め込んで使用するボルト

【誤】

アンカーボルトが建築構造体に達していない。



【正】

アンカーボルトが建築構造体に達している。

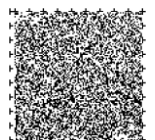
埋設管管理者との調整を適切な時期に行うよう求めたもの【その他】

雨水排除能力の増強を図るため、道路下に下水道管を布設する工事を行っています。局工事施行規程では、工事の円滑な施行を図るため、設計完了時までには施設の移設、撤去等について関係方面と調整することと定めています。

この工事の変更設計図書について見ると、掘削範囲に埋設管があり、関係方面との調整が必要にもかかわらず、当初設計完了時までには埋設管管理者との調整を行っていませんでした。

局は、工事着手後に埋設管管理者との調整等のため8か月間工事を中止していますが、仮に埋設管管理者との調整を設計時に行っていた場合、約4か月工期を縮減し、経費約1,450万円を削減することができます。

そこで、局に対し、埋設管管理者との調整を適切な時期に行うよう求めました。



3 財政援助団体等監査

令和元年は、都が補助金等の交付や出資を行っている団体のうち、補助金等交付団体201団体、出資団体11団体の計212団体を対象団体として選定し、監査を実施しました。

対象団体及びその所管局の平成29年度及び平成30年度の事業を対象として監査を実施した結果、44件の指摘、2件の意見・要望を行いました。

指摘等46件を区分別に整理すると、表のとおりです。

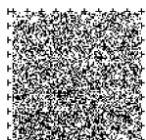
項目	区分	件数	主な内容
収入	会計処理	1件	都が負担すべき改修費用を請求するよう求めたもの
支出	契約	5件	委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施するよう求めたもの
	会計処理	2件	負担金の確定に当たり、審査を適切に行うよう求めたもの
	補助金等	34件	過大に交付した補助金等の返還を求めたもの
財産	財産管理	3件	計画を策定し、安全かつ効率的な資金管理運用を行うよう求めたもの
その他		1件	事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定するよう求めたもの
合計		46件	

● 監査の主な着眼点

対象団体	着眼点
補助金等交付団体	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか
出資団体 (都が資本金等の4分の1以上を出資)	<ul style="list-style-type: none"> 事業は、出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか 団体の会計経理等は、適正に行われているか
公の施設の指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設の管理運営は、目的に沿って、適切に行われているか 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか

※ 団体の選定に当たっては、主に以下を勘案し選定しています。

- 補助金交付額などが高額
- 都との関連性が強い団体
(東京都政策連携団体や地方独立行政法人など)
- 前回の監査から一定期間経過



○ 事務と技術の連携

財政援助団体等監査は事務職員が中心となって行っていますが、団体の性質上、工事の件数や契約金額が多い団体については、事務職員と技術職員が連携し、技術面からの監査も併せて実施しています。

令和元年は、5団体に対し連携して監査を行いました。

主な指摘事項

委託契約の適正な履行を確保すべきもの【契約】

政策連携団体である会社が局から受託した車両保守業務等に関して、会社が再委託している契約を確認したところ、次の誤りが認められました。

- ① 規定に基づいた検査が適時・適切に行われていない。
- ② 支出の審査において不備があるにもかかわらず、契約代金の支払いや局への履行完了報告を行っている。

そこで、会社に対し、受委託契約事務に関して、内部統制を強化するよう求めました。

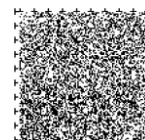
また、局に対し、委託契約の適正な履行が確実に担保される方策を講じるよう求めました。



補助金の返還を求めたもの【補助金】

保育施設を運営している社会福祉法人計19団体に対して交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、アレルギー児対応等の対象となる児童数の算定誤りなどがあり、合計約955万円が過大に交付されていました。

そこで、各法人に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めました。
また、局に対し、補助金交付事務に係る審査のより一層の改善を求めました。



4 行政監査

令和元年行政監査テーマ：都における情報システムの内部統制のあり方について

都では、平成29年から3か年計画でシステム監査を実施してきました。

令和元年は、3か年を総括し、都の現状に対する監査にとどまらず、国や民間企業などにおけるシステム統制の先駆的な事例を調査することで、都の現状と比較・分析し、将来に向けて都が目指すべきシステム統制のあり方を提言しました。

国・民間企業の実践的取組

都の現状

体制整備

- ▶ 経営層の強いリーダーシップにより、人事部門や財務部門も含めて全社的にICT化に取り組み、業務改善を推進している。

- ▶ 戦略政策情報推進本部がICT施策の推進役を担っているものの、各局に対してICTによる都庁改革を進めるための強力な統制を行う権限を有していない。

DX(注)推進

- ▶ クラウドによる標準プラットフォームを構築し、既存のアプリケーションを標準プラットフォーム上に移行している。
- ▶ 顧客情報を一元的に管理する情報基盤を構築し、顧客一人一人の属性や購買、行動履歴に基づいて、各顧客に最適な情報やサービスを提供している。

- ▶ 東京都ICT戦略の一つの柱である「データ活用」に係る取組として、共通プラットフォームの構築に向けて検討している。
- ▶ AIやRPAを活用した職員の業務効率化・生産性向上や行政手続のワンズオンリー等に向けた取組を進めており、導入の検証を行っている段階である。

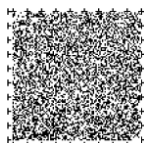
予算執行

- ▶ 確保された予算枠の中で複数の新たな技術やサービスに実験的に投資し、効果を見極めて高速度のトライ＆エラーを繰り返すことで、新たな事業を開拓している。

- ▶ 予算単年度主義に基づき予算を編成しており、実験的な取組も例外ではない。
- ▶ 各局のICTに係る予算は、戦略政策情報推進本部が調整を行い、財務局が決定している。

(注) デジタルトランスフォーメーションの略称。

データとデジタル技術を活用して、ビジネスモデル等を変革するとともに、業務そのものや、組織等を変革し、競争上の優位性を確立すること。



都が目指すべきシステム統制のあり方について、3つの提言をした上で、意見・要望を行いました。



3つの提言

1. システム統制の体制整備

ICTに係る施策を機動的に遂行するため、各局に対して強力な統制を行うトップマネジメント直轄の組織を創設することが有効。

また、専門知識や経験等を有する人材を確保し、各局に派遣してICT利活用を積極的に推進することで、都民サービスの向上と業務の変革が可能。

2. DXの更なる推進

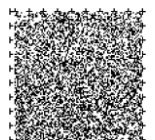
これまで局ごとに縦割りで構築することが前提となっていたシステムについて、さらなる都民・事業者のサービス向上を図るため、例えば、各局間の枠を超えた共通プラットフォームを構築して各局の業務システムを連携させることにより、都民にワンストップで行政サービスを提供することなどが有効。

3. 機動的なシステム投資

撤退も視野に入れトライアルができるような予算執行を検討するなど、機動的なシステム投資が可能となる環境の整備が有効。

意見・要望事項

ICT中央管理部門に対して、各局と連携して都の業務改革及び都民サービスの向上に資するDXの更なる推進に取り組むよう求めました。



5 決算審査等

地方自治法等に基づき、平成30年度決算などの審査を実施しました。
また、毎月1回、都の現金の出納の検査も実施しました。



1 決算審査

○ 各会計歳入歳出決算審査

審査の目的 決算の数値が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

審査の対象 平成30年度東京都一般会計及び16の特別会計

審査の結果 決算計数は誤りのないことが認められましたが、会計処理の一部、「財産に関する調書」の一部に誤りが認められました。

● 「財産に関する調書」の誤り

財産種別	登載状況	件数等
土地	過大登載	15.74 m ²
	登載漏れ	42.86 m ²
建物	過大登載	1,631.71 m ²
	登載漏れ	1,378.08 m ²
出資による権利	過大登載	309,908,267 円
	登載漏れ	8,081,003,000 円
物品	過大登載	119 点
	登載漏れ	46 点
債権	過大登載	178,538,674 円
	登載漏れ	75,217,650 円

○ 公営企業各会計決算審査

審査の目的 決算の数値が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共性の確保の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

審査の対象 平成30年度東京都公営企業各会計（11会計）

審査の結果 審査に付された決算諸表は、資産の償却処理に関する指摘事項等、計2件を除き、審査した限りにおいて各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。



2 基金運用状況審査

審査の目的 定額の資金を運用するため設置されている基金について、1年間の運用状況を示す調書が正しく作成されているか審査しました。

審査の対象 平成30年度東京都区市町村振興基金、平成30年度東京都用品調達基金

審査の結果 計数に誤りのないことが認められました。



3 例月出納検査

検査の目的 毎月1回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管が正しく行われているかについて検査しました。

検査の対象 東京都一般会計及び16の特別会計、東京都公営企業各会計(11会計)
※ 平成30年12月分～令和元年11月分

検査の結果 現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も正しく行われていると認められました。

4 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

審査の目的 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について算定が正しく行われているか審査しました。

審査の対象 平成30年度健全化判断比率、平成30年度資金不足比率(東京都公営企業各会計(11会計)に東京都と場会計(特別会計)を加えた12会計)

審査の結果 各比率は次のとおりとなっており、算定に誤りのないものと認められました。

○健全化判断比率

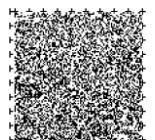
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	— (赤字なし)	— (赤字なし)	1.5%	22.7%
早期健全化基準	5.54%	10.54%	25.0%	400.0%

○資金不足比率

	資金不足比率 (12会計とも)
算定結果	— (資金不足なし)
経営健全化基準	20.0%

※ 早期健全化基準・経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。算定結果の値がこの基準値以上の場合には、法により健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められます。



6 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年経常的に行っている監査のほかに、都民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」という制度も定めています。

住民監査請求は、都民が、都の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときに、損害の補填など必要な措置を請求できる制度です。

令和元年は、請求があった29件について要件審査を実施した結果、要件を備えている請求はありませんでした。

対象

都の財務会計上の行為

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

請求期間

①～④については、原則、行為があった日から1年です。
⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

住民監査請求に基づく監査を行う要件は、地方自治法で定められています。

<形式的要件>

- ① 違法・不当な行為者として、都の知事等執行機関又は職員の明示があること
- ② 請求人は、都の住民であること（個人、法人を問わない）
- ③ 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

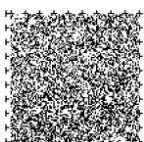
<実質的要件>

- ① 都の財務会計上の行為であること
- ② 請求事項を特定できる程度の具体性があること
- ③ 違法・不当とする事実又は理由の指摘があること
- ④ 行為の結果として、損害又はそのおそれがあること

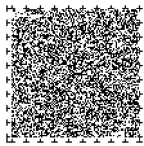
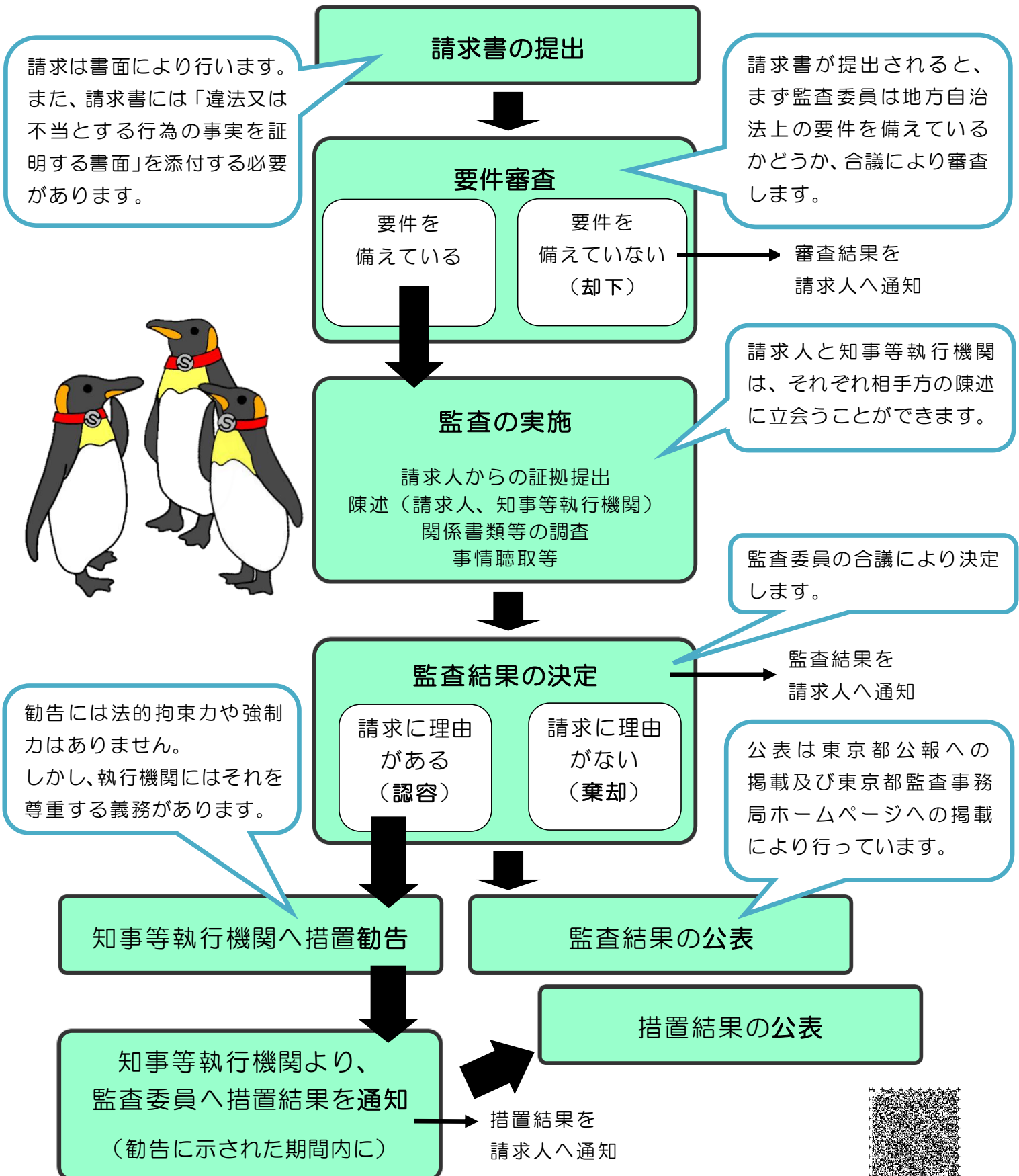
監査結果

監査結果は、請求のあった日から60日以内に決定しなければならないと定められています。

監査結果に不服がある場合、請求から60日以内に監査結果を決定しない場合には、裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。



■ 住民監査請求の主な事務の流れ



7 改善措置

都では、監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づいて知事等が講じた改善措置について、6月と12月の年2回公表し、フォローアップに努めています。

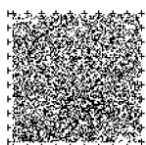
● 措置状況

	措置対象	改善中	改善済
令和元年6月（第1回）	193件	68件	125件
↓ 改善中68件+新たな指摘等100件			
令和元年12月（第2回）	168件	54件	114件



● 措置の主な内容

措置区分		第1回	第2回	主な内容
是正・改善措置	返還・戻入等	10件	12件	過大交付した補助金等が返還されたもの 都税等の債権を追加徴収したもの
	財産・物品管理	8件	6件	土地・建物等の管理状況を改善したもの 工作物・設備・物品等を修理・交換したもの
	会計処理	2件	12件	決算関係書類の計数を修正したもの
	事務処理等	31件	35件	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的にしたもの
再発防止の取組	要綱等の制定・改正	8件	7件	要綱・基準等を新たに制定したもの 要綱・基準等を現状に即して改正したもの
	契約・仕様等の見直し	13件	10件	同一・類似の契約等の方法を改めたもの 仕様書等への記載事項を見直したもの
	ルール・体制の構築	39件	9件	事務処理ルールを改善・構築したもの チェック体制を強化したもの
	研修等の実施	14件	23件	関係職員を対象に研修を実施したもの 再発防止策を周知徹底したもの
合計		125件	114件	



主な改善事例

だれでもトイレ等が改善されたもの【平成27年行政監査 財産・物品管理】

【指摘】一部の都立公園について、だれでもトイレの設置及びそのアプローチについて、次のとおり、問題点が認められました。

- ① 男性側のトイレに入らないとだれでもトイレに行けない構造になっている。
- ② だれでもトイレの入り口の引き戸が重く、開閉が困難。また、だれでもトイレに向かう唯一のアプローチの一部に亀裂があり、段差が生じている。

そこで、だれもが利用しやすい環境となるよう、局に改善を求めました。



【措置】局は、男性側のトイレに入らなくてもだれでもトイレへ出入りできるよう、改修工事を行いました。また、アプローチの亀裂等についても補修を行いました。



都営地下鉄等の案内業務委託が適切に行われたもの【令和元年定例監査 事務処理等】

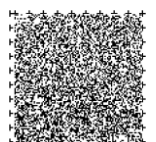
【指摘】外国人観光客や高齢者に対し都営地下鉄等の運賃や経路の案内等を行うため、委託契約を締結しています。

しかし、業務従事者について、仕様書で定めた英会話能力の資格要件を確認していない、研修及び教育訓練が実施されていない等の状況でした。

そこで、案内業務に必要な資格・能力を担保し、その維持・向上に向けた研修等の取組を確保するため、局に対し、案内業務委託を適切に行うよう求めました。



【措置】業務従事者の資格・能力を示す書類の提出を受け、名簿を各駅で共有しました。また、適切に研修を実施するよう受託者に指示し、研修報告書を随時提出することを徹底させました。



道路浸透雨水ますの透水シートが適切に設置されたもの

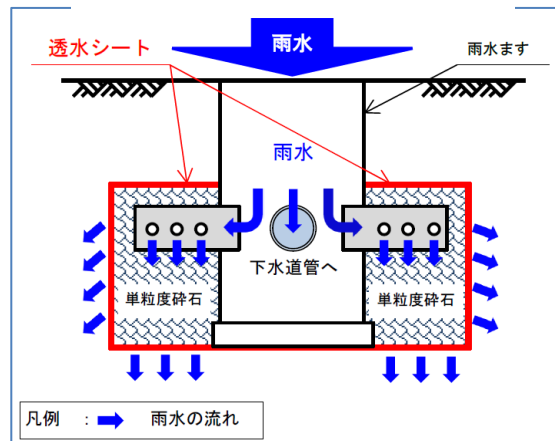
【平成30年工事監査 財産・物品管理】

【指摘】下水道管の更新に併せた雨水排除能力の増強を図る工事では、周囲の土砂が道路浸透雨水ますに流入しないように、透水シートを設置することとしています。

しかし、施工した全てのますにおいて、透水シートが一部にしか設置されていませんでした。

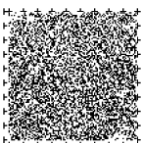
そこで、透水シートの設置について受注者を適切に指導・監督するよう求めました。

道路浸透雨水ますの構造（概念）



【措置】局は、受注者へ指示を行い、速やかに透水シートが適切に設置されました。

また、受注者へ交付する指示書の記載項目について見直しを行い、新たに施工計画書にますの施工手順を明記させることにしました。



○ 監査結果に基づき見直しを図る事業評価

都では、限られた財源の中で都政の諸課題に的確に対応するため、予算編成の一環として監査結果を活用した事業評価を行っています。

指摘や意見・要望に基づく改善に際し、予算措置などを要するものについては、事業局、財務局及び関係部局（総務局行政改革推進部・監査事務局）が連携して改善内容等を検証し、迅速かつ的確な予算への反映を行っています。

令和2年度予算では、防火対象物点検報告における促進業務のより一層の推進を図ることを求めた意見・要望（令和元年定例監査・東京消防庁）が選定され、必要な経費が予算措置されました。

これにより、報告促進通知の送付等を外部委託することで、防火対象物点検報告率の向上につながっています。

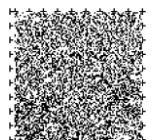
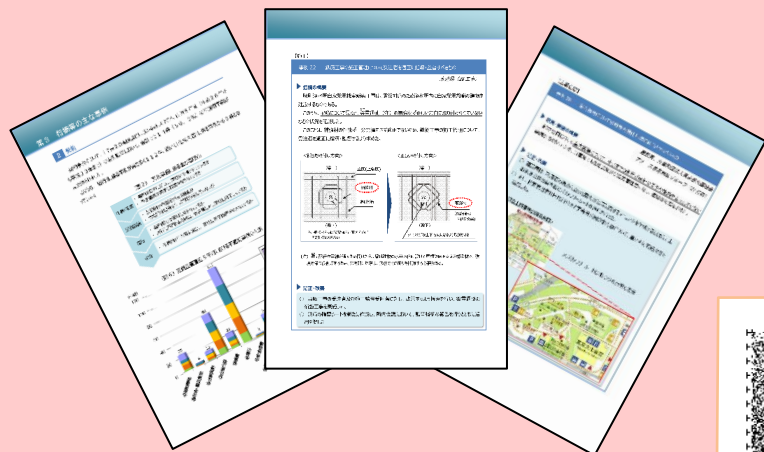
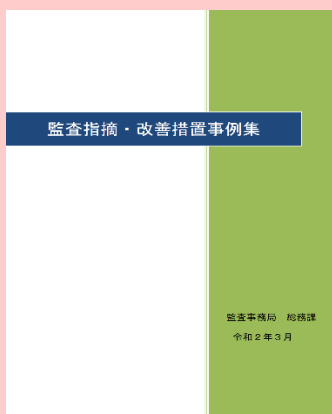
事業評価に関する事務については、財務局が所管しています。

より多くの指摘・改善措置をご覧になりたい方へ

監査事務局では、改善措置を通じた個々の案件のフォローアップだけでなく、監査情報連絡会において各局の業務改善に資する情報を提供するなど、監査結果を全庁にフィードバックする取組にも努めています。

そこで、過去の監査で行った指摘や意見・要望を体系的に分類し、誤りが発生しやすい事例や複数の局で見受けられる事例、また、それらに対する各局の是正・改善の取組をわかりやすくまとめた「監査指摘・改善措置事例集」を作成しています。

監査事務局ホームページ（<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>）にPDF版が掲載されていますので、ぜひ、ご覧ください。



もっと監査のことを知る
にはどうしたらいいの？



監査事務局では、次のとおり、各種媒体を通じて情報提供を行っています。
ぜひ、ご覧ください。

◎ 監査事務局ホームページ

監査事務局ホームページでは、監査制度の概要、各種監査結果・改善措置など報告書の全文（PDFファイル）、住民監査請求の結果など様々な情報を掲載しています。また、監査指摘等の検索機能も充実しています。

<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>



◎ ツイッターアカウント

監査事務局では、ツイッター（Twitter）で、監査委員の活動紹介や報告書の掲載情報などを随時配信しています。

東京都監査事務局公式アカウント @tocho_kansa



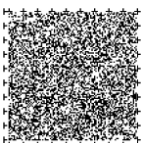
◎ 監査のオシゴト解説動画

平成30年に監査事務局では、監査について都民のみなさまに紹介する東京動画 監査委員のオシゴト～「行政のチェック機能」監査委員・監査事務局の仕事とは？～ を作成しました。監査事務の流れが動画でわかりやすく説明され、普段は見ることのできない監査委員審議の様子なども見ることができます。

https://tokyodouga.jp/_ne6_ZwuGgo.html



<動画イメージ>



お問合せ

東京都 監査事務局 総務課
 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 都庁第一本庁舎 北塔41階

【監査一般、局ホームページに関すること】

総務課 企画担当 電話 03（5320）7017 〈直通〉
 FAX 03（5388）1765

【住民監査請求に関すること】

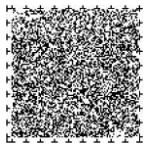
総務課 調査担当 電話 03（5320）7015 〈直通〉
 FAX 03（5388）1765

東京都の監査のあらまし 令和元年実施結果
 令和2年4月発行

令和2年度
登録第1号

発行 東京都監査事務局総務課
 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
 電話 03（5320）7017
 E-mail S9000052@section.metro.tokyo.jp

印刷 株式会社 ●●●●
 〒●●●●-●●●● ●●区●●●●丁目●番●●号
 電話 03（●●●●）●●●●





東京都

東京都監査事務局は東京2020オリンピック・パラリンピックの成功に向け取り組んでいきます。

